

仕 様 書

本業務は、徳島県設計業務共通仕様書に準拠完成するものとする。

鳴門市

管路調査・診断業務編

特記仕様書

第1章 総 則

1-1. 業務の目的

本点検・調査は、鳴門市公共下水道事業により整備した下水道管路施設の施設構造および劣化状況を把握するために行うものである。また、その結果をもとに、管路施設における異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対策の要否(維持又は対策)の判定を行うことを目的とする。

1-2. 仕様書の適用範囲

本仕様書に定めのない事項は一般仕様書による。また、疑義を生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、これを定めることとする。

1-3. 管理技術者および技術者

管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）または、上下水道部門（下水道））資格を有するものとし業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

調査・診断においては、技術士（総合技術監理部門（下水道）または、上下水道部門（下水道））、下水道管路管理総合技士、コンクリート診断士のいずれかの資格を有するものが実施するものとする。

1-4. 業務の対象

(1) 名 称 大規模下水道管路特別重点調査及びストックマネジメント計画に基づく管路調査等業務

(2) 位 置 別途図面のとおり

(3) 調査・診断対象施設（重点調査）

1) 管路調査業務

① 巡視工	L= 4,201 m
② 本管潜行目視調査工(円形管2500mm未満)	L= 1,105 m
③ 本管潜行目視調査工(円形管2500mm以上)	L= 562 m
④ 本管潜行目視調査工(矩形渠2500mm未満)	L= 274 m
⑤ 本管潜行目視調査工(矩形渠2500mm以上)	L= 2,258 m
⑥ 報告書作成工	N= 1.0 式

2) 安全対策

① 換気工（マンホール調査時）	N= 1.0 式
② 安全費（交通誘導員B）	N= 44 人

3) 診 断

① 診断	N= 1.0 式
② 照査	N= 1.0 式
③ 報告書作成	N= 1.0 式
④ 設計協議	N= 1.0 式

(4) 調査・診断対象施設（小口径管路）

1) 管路調査業務

⑦ 巡視工	L= 5,573 m
⑧ 管きょ内洗浄工	L= 2,590 m
⑨ 本管テレビカメラ調査工（本管◎800mm未満）	L= 2,590 m
⑩ 本管潜行目視調査工（内径1,500mm以上）	L= 2,983 m
⑪ マンホール目視調査工（標準）	N= 159 箇所
⑫ マンホール目視調査工（特殊）	N= 5 箇所
⑬ マンホール蓋点検工	N= 164 箇所
⑭ 報告書作成工（本管調査工）	N= 1.0 式
⑮ 報告書作成工（マンホール調査工）	N= 1.0 式
⑯ 報告書作成工（マンホール蓋点検工）	N= 1.0 式

2) 安全対策

③ 換気工（マンホール調査時）	N= 1.0 式
④ 安全費（交通誘導員B）	N= 60 人

3) 診 断

⑤ 診断	N= 1.0 式
⑥ 対策の必要性検討	N= 1.0 式
⑦ 点検・調査計画のとりまとめ	N= 1.0 式
⑧ 設計協議	N= 1.0 式

第2章 調査・診断業務

2-1. 巡視工

巡視工は、管路施設が埋設されている地表やマンホール周辺の異状の有無を地表より確認する。

調査結果は、異常が有る部分について、地表面の状況・施設の状況・その他の項目毎に整理し、状況写真と併せて提出する。

2-2. 本管テレビカメラ調査工

劣化や目地損傷、浸入水等の状況把握を行うために、自走式TVカメラによる管内調査を実施する。管内状況は継手ピッチ程度での側視を標準とし、確認画像はDVDディスクに記録する。

調査結果は、腐食・破損・クラック等の項目毎に劣化ランクの整合を図り、調査報告書としてとりまとめ、状況写真と併せて提出する。

2-3. 本管潜行目視調査工

劣化や目地損傷、浸入水等の状況把握を行うために、調査員が本管内部に入り、目視およびテストハンマー、スケール等を用いて調査し、記録する。

調査結果は、腐食・破損・クラック等の項目毎に劣化ランクの整合を図り、調査報告書としてとりまとめ、状況写真と併せて提出する。

2-4. マンホール目視調査工

対象となるマンホールについて、人孔内部に調査員が入って内部の構造寸法を測定する。その他、内部の劣化や損傷、浸入水等の状況を目視により調査し、記録する。調査結果は、腐食・破損・クラック等の項目毎に劣化ランクの整合を図り取りまとめ、状況写真と併せて提出する。

2-5. マンホール蓋点検工

対象となるマンホール蓋の表裏面、受枠等の異状の有無を目視およびスケール測定により点検し、記録する。調査結果は、点検項目毎に劣化ランクの整合を図り取りまとめ、状況写真と併せて提出する。

2-6. 診断

診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行目視調査、マンホール目視調査又はテレビカメラ調査等の結果から、以下の手順で実施する。

(1) 異常の程度の評価

異常の程度の評価基準に基づき、異常の程度を評価する。

(2) 緊急度・健全度の判定

異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対策の要否(維持又は対策)の判定を行う。

2-7. 対策の必要性検討

診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討する。

2-8. 点検・調査計画のとりまとめ

過年度のストックマネジメント計画に基づき、実施済みの点検・調査業務と調査結果を整理して今後の点検・調査計画の修正を行う。

2-9. 安全対策

管路施設の調査においては、交通規制に対して十分な安全対策を実施するよう努めなければならない。
また、人孔内および管内での調査に際しては、換気設備やガス検知器等を設置し、酸欠等による事故防止対策を十分に実施するよう努めなければならない。

また、天気予報等の情報を十分に把握し、雨天時の出水事故防止の安全対策を講じること。その場合、降雨により上流からの出水の危険性がある場合は、管内調査を行ってはならない。

2-10. 資料の貸与

業務に必要な下水道ストックマネジメント計画書、事業計画書、土質調査書、測量成果書、下水道台帳、道路台帳、既設管の竣工図および設計図書、現況流量・水質の資料等を所定の手続きによって貸与する。

第3章 提出図書

成果品は2部とし、提出図書の内容は以下のとおりとする。

図書名	形状寸法・提出部数
(1) 施設情報調書	A 4・2部
(2) 調査判定基準	A 4・2部
(3) 調査記録表	A 4・2部
(4) 調査写真集	A 4・2部
(5) 調査図面	A 3・2部
(6) 電子データ	1式